



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1453	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課)..... 2
1454	生活保護法による医療機関の指定	(")..... 2
1455	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)..... 2
1456	"	(")..... 3
1457	"	(")..... 3
1458	"	(")..... 3
1459	指定自立支援医療機関の変更	(")..... 3
1460	"	(")..... 4
1461	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)..... 4
1462	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課)..... 5
1463	木材業者等の登録	(林業振興課)..... 5
1464	木材業者等の登録の変更	(")..... 6
1465	道路の区域変更	(道路保全課)..... 6
1466	道路の供用開始	(")..... 6
1467	道路の区域変更	(")..... 6
1468	道路の供用開始	(")..... 7
1469	道路の区域変更	(")..... 7
1470	"	(")..... 8
1471	道路の供用開始	(")..... 8
1472	道路の区域変更	(")..... 8
1473	道路の供用開始	(")..... 9
1474	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)..... 9
1475	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 10
1476	都市計画の変更	(")..... 10
1477	"	(")..... 10
1478	"	(")..... 11
1479	"	(")..... 11
1480	"	(")..... 12
1481	"	(")..... 12
1482	"	(")..... 12
1483	"	(")..... 13
1484	"	(")..... 13

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)..... 14
--	---------------	-----------------

告 示

和歌山県告示第1453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋医新 62-27	北脇医院	橋本市隅田町垂井7	平成 27. 12. 28
橋歯新 6-26	西尾歯科医院	橋本市高野口町名倉419	平成 28. 8. 31
橋医新 48-26	なかいクリニック	橋本市神野々382	平成 28. 9. 30
田医新 10-26	まろクリニック	田辺市下万呂393-5	平成 28. 10. 31
新薬新 7-26	聖薬局新宮店	新宮市蜂伏20-24	平成 28. 10. 31

和歌山県告示第1454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋医新 66-28	なかいクリニック	橋本市神野々382	平成 28. 10. 1
西薬新 26-28	幸生堂薬局	日高郡みなべ町芝503	平成 28. 10. 1
橋医新 67-28	北脇医院	橋本市隅田町垂井7	平成 28. 11. 1
田医新 76-28	まろクリニック	田辺市下万呂393-5	平成 28. 11. 1
新薬新 20-28	聖薬局新宮店	新宮市蜂伏20-24	平成 28. 11. 1
伊歯新 10-28	エミ歯科	伊都郡かつらぎ町大字佐野887-1	平成 28. 12. 1
東歯新 19-28	サンゴ台デンタルセンターいわたに	東牟婁郡串本町サンゴ台1060-252	平成 28. 12. 16

和歌山県告示第1455号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
カモメ薬局	橋本市高野町向島42-15	西前公美子	平成 28. 9. 1

和歌山県告示第1456号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
エース薬局高松店	和歌山市宇須1-6-3	谷垣内きよみ	平成 28. 11. 1

和歌山県告示第1457号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
エバグリーン薬局広瀬店	和歌山市元町奉行丁2-66	平西優	平成 28. 11. 1

和歌山県告示第1458号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
幸生堂薬局	日高郡みなべ町芝503	佐々木明日香	平成 28. 11. 1

和歌山県告示第1459号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションはやしもと	和歌山市黒田34-1	医療機関の所在地	和歌山市有家346-1	和歌山市黒田34-1	平成27.3.23

和歌山県告示第1460号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションなのはな	橋本市橋本1-2-14	医療機関の所在地	橋本市城山台2-22-12	橋本市橋本1-2-14	平成28.9.13

和歌山県告示第1461号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ和歌山店

和歌山県和歌山市新生町302-2他4筆

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 八千代ムセン和歌山店

(変更後) ケーズデンキ和歌山店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 八千代ムセン電機株式会社 代表取締役 山崎安明

大阪府大阪市北区天満二丁目1番33号

(変更後) 株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 八千代ムセン電機株式会社 代表取締役 山崎安明
大阪府大阪市北区天満二丁目1番33号

(変更後) 株式会社関西ケースデンキ 代表取締役 杉本正彦
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

4 変更年月日

- (1)、(2)及び(3)の名称 平成18年8月1日
- (2)及び(3)の代表者の氏名 平成26年6月23日
- (2)及び(3)の住所 平成18年1月18日

5 変更した理由

- (1)、(2)及び(3)の名称 設置者の名称変更及びこれに伴う店舗名称変更のため
- (2)及び(3)の代表者の氏名 代表者変更のため
- (2)及び(3)の住所 本社移転のため

6 届出年月日

平成28年12月9日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成28年12月26日から平成29年4月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1462号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用利用配分計画を平成28年12月13日に認可した。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第88号-1	西牟婁郡すさみ町口和深字清水ノ元350-1外1筆
平成28年度第88号-2	西牟婁郡すさみ町和深川字大ノ田518-1外3筆

和歌山県告示第1463号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
7006			平成28.11.21	東牟婁郡那智勝浦町天満1415-9	濱崎林業 濱崎眞次	木材	東牟婁郡那智勝浦町天満1415-9

和歌山県告示第1464号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第4条第4号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更 年月日
株式会社山長商店	代表者の氏名	代表取締役 榎本崇秀	代表取締役 榎本長治	平成 28.10.5

和歌山県告示第1465号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市上谷字中曽708番1地先から同市上谷字中曽704番4地先まで	旧	3.77 } 10.61	171.28	
同上	新	19.75 } 40.95	149.97	

和歌山県告示第1466号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市上谷字中曽708番1地先から同市上谷字中曽704番4地先まで

供用開始の期日 平成28年12月26日

和歌山県告示第1467号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市和田字南前460番3地先から同市和田字南前457番1地先まで	旧	9.94 } 17.15	102.72	
同上	新	7.84 } 16.49	102.72	

和歌山県告示第1468号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 秋月海南線

供用開始の区間 和歌山市和田字南前460番3地先から同市和田字南前457番1地先まで

供用開始の期日 平成28年12月26日

和歌山県告示第1469号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有功天王線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市六十谷字柳原123番2地先から同市六十谷字柳原121番2地先まで	旧	12.88 } 19.92	113.38	県道小豆島船所線との重用延長42.01メートルを含む。
同上	新	12.96 } 26.44	113.38	県道小豆島船所線との重用延長42.01メートルを含む。

和歌山県告示第1470号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西脇梅原線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市西庄字駒ヶ崎439番1地先から同市西庄字駒ヶ崎442番3地先まで	旧	5.14 } 7.67	79.95	
同上	新	6.50 } 8.95	79.95	

和歌山県告示第1471号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 西脇梅原線

供用開始の区間 和歌山市西庄字駒ヶ崎439番1地先から同市西庄字駒ヶ崎442番3地先まで

供用開始の期日 平成28年12月26日

和歌山県告示第1472号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那賀かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考

伊都郡かつらぎ町大字笠田中字的場485番1地先から同町大字笠田中字稲子156番2地先まで	旧	4.52 } 14.39	522.14	
同上	新	4.52 } 14.39	522.14	
同上	新	10.28 } 26.72	472.70	

和歌山県告示第1473号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 那賀かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字笠田中字的場485番1地先から同町大字笠田中字稲子177番1地先まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ。)

供用開始の期日 平成28年12月26日

和歌山県告示第1474号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

温井地(I-1605)、坂木(I-1609)、大(I-1610)、温井地1(I-2330)、真砂(I-4447)、殿山1(I-4448)、殿山2(I-4449)、大1(I-4450)、市鹿野1(II-6536)、市鹿野2(II-6537)、市鹿野4(II-6538)、市鹿野6(II-6539)、市鹿野7(II-6540)、市鹿野5(II-6546)、大2(II-6550)、市鹿野3(II-6625)、市鹿野8(II-6626)、大3(II-60246)、市鹿野11(II-60247)、市鹿野12(II-60248)、市鹿野13(II-60249)、市鹿野14(II-60250)、市鹿野15(II-60251)、市鹿野9(III-3724)、市鹿野10(III-3725)、大合口2(III-3731)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部

並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1475号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3366	西牟婁郡白浜町堅田字榎ヶ峯2399番457の一部、2399番458の一部	西牟婁郡白浜町堅田2399番地の569 長谷晃	平成 28. 12. 13	4. 00	14. 88

和歌山県告示第1476号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

吉備都市計画道路（1・4・2号一般国道42号湯浅御坊道路）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更する部分

和歌山県有田郡有田川町大字天満字土生西町

大字水尻字辻は田、八代ノ坪、堂ヶ谷

大字土生字比丘尼谷

大字奥字出合、大谷

大字熊井字見上、永貝谷、正貝谷、楠部

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

有田川町建設環境部建設課

和歌山県告示第1477号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

湯浅都市計画道路（1・4・1号一般国道42号湯浅御坊道路）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更する部分

和歌山県有田郡湯浅町大字山田字大谷、新替、畑ノ前

広川町大字柳瀬字寺谷、狐谷、水ヶ谷、石切谷、高尾、南谷、井ノ原

大字井関字津兼、先開
大字殿字十郎、井ノ原

- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
湯浅町建設課
広川町総務政策課

和歌山県告示第1478号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
御坊都市計画道路(1・4・1号一般国道42号湯浅御坊道路)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
削除する部分
和歌山県有田郡広川町大字前田字中久馬
大字下津木字寺杣谷
変更する部分
和歌山県有田郡広川町大字井関字宮ノ前、門脇、奥垣内、新開、白井原
大字河瀬字畑垣内、五明、横縄手
大字前田字宮前、地主、露谷
大字下津木字清水崎
大字上津木字瀧通、夏明、日裏、北垣内、柳渕
日高郡日高川町大字中津川字猪之谷、東岸、山之神、高岸
大字千津川字東見川北谷、小南谷、東見川南谷
大字土生字迎谷、打谷、下ノ谷
大字小熊字東元、別所谷、牛谷、木曾、木曾平、池田谷、岡ノ段
御坊市野口字水落、土用、箱屋、西高畑ヶ、大谷口
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
広川町総務政策課
日高川町企画政策課
御坊市産業建設部都市建設課

和歌山県告示第1479号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画道路(1・4・1号高規格幹線道路南部白浜線)

2 都市計画を変更した土地の区域

削除する部分

和歌山県田辺市稲成町字別庄

変更する部分

和歌山県田辺市稲成町字下組、北皆代、北江原、峯ノ原

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

田辺市建設部都市計画課

和歌山県告示第1480号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

上富田都市計画道路（1・4・1号高規格幹線道路南部白浜線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更する部分

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字峠、大内谷

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

上富田町産業建設課

和歌山県告示第1481号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

白浜都市計画道路（1・4・1号高規格幹線道路南部白浜線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更する部分

和歌山県西牟婁郡白浜町平字太夫ヶ前、長池、高曽根、上芝

十九淵字血深土手外、砥石谷、平間、血深谷、仲山、辰ノ口、田ノ口、近塔、
富田字小倉崎

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

白浜町建設課

和歌山県告示第1482号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示

し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画道路（1・4・2号高規格幹線道路白浜すさみ線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
削除する部分
和歌山県西牟婁郡白浜町十九洲字仲山、近塔
富田字小倉崎
変更する部分
和歌山県西牟婁郡白浜町十九洲字田ノ口、辰ノ口
富田字芝山、市部田、大高瀬、上ノ谷北側、上袋、上ミノ谷南側
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
白浜町建設課

和歌山県告示第1483号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
日置川都市計画道路（1・4・1号高規格幹線道路白浜すさみ線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更する部分
和歌山県西牟婁郡白浜町大古字山崎、池ヶ谷、須川、山崎前、岩井、下モ田、中ノ町、尾鼻、七板
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
白浜町建設課

和歌山県告示第1484号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
すさみ都市計画道路（1・4・1号高規格幹線道路白浜すさみ線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
追加する部分
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字芝崎、火尻神
削除する部分
和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字防巳田、カンジャ

変更する部分

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字立野中山、城木谷、菅原、大谷口、大来帰谷
江住字古々谷、露之谷口、丸嶋

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
すさみ町地域未来課

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

新宮市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年12月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

新宮都市計画道路（3・4・4号藪沢野田線、3・4・9号三輪崎木ノ川線、3・4・10号佐野木ノ川線、3・4・12号田鶴原王子ヶ浜線、3・5・5号熊野地あけぼの線、3・5・8号神倉緑ヶ丘線、3・5・11号佐野蜂伏線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課